

「一般社団法人・日本林業技士会」からのご挨拶



(一社) 日本林業技士会会長 小林洋司

日本林業技士会会員の皆様には、お元気で業務にご活躍のことと思います。また日頃より技士会の活動にご協力感謝申し上げます。正月早々、能登半島地震に見舞われ、甚大な被害に見舞われ、半年近くなりますが、一日にも早く復旧することをお祈り申し上げます。

さて、私ども日本林業技士会の法人化について報告いたします。本課題については、再三話題になっていましたが、ようやく昨年より準備が具体化し、この4月1日付けで一般社団法人として登記し、「一般社団法人 日本林業技士会」として法人となりました。会員の皆様も「正会員」「賛助会員」として「一般社団法人 日本林業技士会」に引き継いでおります。これまで通りよろしく申し上げます。

法人化への経緯 設立までの経緯を概観しますと、法人化についての公益法人制度改革が行われた平成18年頃は、別として、当技士会は長く任意団体として、何不自由なく活動しており、法人化については検討されませんでした。今回の法人化の実行については、昨年度の総会(6月初旬)以降、9月より井上専務を中心に司法書士と検討を重ねて実行してきました。この経緯については、技士会の3役への報告、相談を経て、臨時総会において代表会員の決議をお願いしたところで、昨年12月臨時総会開催で、「日本林業技士会の令和6年4月1日付けの一般社団法人化」を提案し、そして令和6年6月7日設立総会で、「日本林業技士会の一般社団法人」への移行が決定され「一般社団法人・日本林業技士会」が設立されました。

以上がこれまでの経緯ですが、法人化の意義については、任意団体から法人格を持つことになり「会員皆様のこれまで以上の、信頼性の向上と一般者、国に対してもより高い責任を持つ」ということです。日本林業技士会は、令和6年に創設43年を迎え、林業技士会員相互の連絡、協力により、技士業務の発展に努めてきたところです。一般に任意団体は、法人格を有しないことから権利能力なき社团と呼ばれています。任意団体は、対外的には団体としての活動ができますが、権利の主体となることができないほか団体名義で財産を持つことが出来ないなどの弱点があります。技士会は、営利事業や財産を所有しているわけではありませんが、社会に対して、国に対してより信頼性を高め、会員の皆様の活動しやすいように、「一般社団法人日本林業技士会」に移行した次第です。

改めて、この6月7日で、「一般社団法人 日本林業技士会」として設立されました。

今まで通り「正会員」「賛助会員」として「一般社団法人 日本林業技士会」の「会員」としてひきつぎ、これまで通りよろしく申し上げます。

令和6年6月7日